

住宅修理の勧誘にご注意！

消費生活センター ☎ 4 4 3 ・ 9 0 7 8

「保険金請求をサポートするので保険を使って住宅の修理をしませんか」「ドローンで屋根を点検しませんか」といった住宅修理の勧誘に注意しましょう。

事例

業者が屋根の無料点検をするため来訪してきたので点検してもらおうと、「瓦がずれていて、このままだと雨漏りする」と説明された。

火災保険を使えば自己負担なしで修理ができ、保険会社との交渉は業者が行うとのことなので、保険金の申請サポート契約をした。

修理の見積もりを取って保険会社に連絡したところ、「最近このような話が多い。消費生活センターへ相談するように」と言われた。

アドバイス

◇実際には保険金がない、請求額よりも少ないといった事例があります。

また、業者との契約の解約を申し出ると、高額な解約金を請求されることもあります。契約は慎重

に行いましょう。

◇保険金申請のサポートには、多額の手数料がかかることがあります。保険金の請求は自身で簡単にできるので、まずは契約している保険会社・保険代理店に連絡しましょう。

◇経年劣化の場合、原則保険支払いの対象外です。自然災害など、うその理由で保険金請求した場合、保険契約が解除され、支払った保険金の返金を求められる場合があります。

◇訪問販売や電話勧誘販売での契約は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフできます。

※ 少しでも不安に思った場合は、消費生活センターへご相談ください。